

令和4年第12回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和4年12月23日(金) 16時30分開会
17時10分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階 第1委員会室

3. 出席者 教育長 金崎良一
教育長職務代理者 古賀清彦
委 員 廣田敬子
委 員 仁田千都子

4. 会議に出席した職員
教育次長 山本昭彦
教育総務課長 森本陽子
生涯学習課長 北野靖之
学校教育課参事 津々木晶子
学校教育相談指導員 松尾克久

5. 会議日程

開会

日程第1 会議録の承認について

日程第2 報告

日程第3 議事

議案第35号 長与町物価高騰対策教育費臨時特別給付金支給実施要綱について

議案第36号 長与町運動部活動地域移行推進計画について

議案第37号 長与町地域スポーツ活動実施要項について

議案第38号 長与町地域部活動推進検討委員会要綱の一部を改正する要綱について

議案第39号 令和4年度会計年度任用職員の継続雇用について

議案第40号 長与町教育委員会が所管する補助金等の交付に関する要綱の一部を改正する要綱について

議案第41号 長与町青少年研修補助金交付要綱について

議案第42号 21世紀ふれあい基金管理規則を廃止する規則について

報告 1 教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学について

6. その他

閉会

○山本教育次長

皆さんこんにちは。

定足数に達しておりますので、令和4年第12回定例教育委員会を開会いたします。

初めに金崎教育長にご挨拶をお願いいたします。

○金崎教育長

皆さんこんにちは。

12月もあと1週間程度となりました。

また本日は、雪での休校も心配いたしました。無事終業式を実施いたしました。2学期を終えることが出来ました。

本日は、大変ご多用の中、また寒い中、今警報も出ておりますがそのような中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日もよろしくをお願いいたします。

日本漢字能力検定が、全国より公募した今年の世相をあらわす漢字というのが毎年発表されますが、それが「戦」という字ですね。戦争の戦という字でしたが、その理由が多かったところが三つ出されておまして、一つがロシアのウクライナ侵攻によって、戦争の恐ろしさを目の当たりにした1年であったということがありました。

この、多くの人が悲しむようなことが早くなくなったらいいなと思います。

続きまして2点目が、円安、物価高、電力不足や感染症など、生活の中で起きている身近な戦いが多かったというふうなところですが、特に今、コロナの感染症が、県内も随分増えてまいりました。

さらに、インフルエンザの流行ということも言われておりますが、昨日は、県内でも鳥インフルエンザの感染ということも、非常に大きなニュースで伝わってまいりました。

本当に様々な戦いが、ニュースのいわゆるテレビの中でやってることではなくて、身近にたくさんあった1年だったと思います。

また、三つ目がスポーツ界での熱戦ですね。北京冬季オリンピック、そして先日終わりましたワールドカップの熱戦だとか、あるいは大谷翔平選手に代表されるような、記録への挑戦みたいなものが、たくさんあった。そういうところに注目が集まったという、いい方の「戦」というのもあったと思いますが、様々な出来事があった1年間だと思います。

来年は、いい1年であるといいなと願っておりますし、また長与町の教育に関わる皆様方のお力を結集して、様々ないい環境が作れたらというふうに思っています。

教育の話題といたしまして、12月に、学力の定着ということを目指しま

して、標準学力テストというのを実施をいたしました。

この結果につきましては、年明けて、それぞれの学校や個人に配布をされますが、そこからさらに、学力定着の一人一人に応じた施策を、各学校で練ってもらえると思っております。

その点で、学力がさらに向上して、子ども達が、少しでも幸せをつかみ取るような力をつけてくれたらなというふうに思っています。

さらに、生涯学習課と文化協会の共催事業で、月亭方正の独演会、この後また報告もあるかと思いますが、非常にいい独演会でした。

心が何かこうほぐれるような感じで、皆さん参加した方もいい笑顔だったなというふうに思います。

本日の内容といたしまして、たくさんの議題がございます。

報告の後に8つの議案と1つの報告がありまして、その報告も大変大きな報告、承認まであるんですけども、これにつきましては、これまで同様の様々なご意見、ご審議をお願いしたいと思っております。

少し長くなりましたが、ご挨拶にさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○山本教育次長

それでは次に11月25日に開催いたしました教育委員会の会議録につきまして、ご承認をお願いいたしたいと思っております。

ご承認いただけますでしょうか。

はい、ありがとうございます。

第11回定例教育委員会会議録につきましては承認をされました。

続きまして、次第4の報告になります。

1ページをお願いいたします。

教育行政、11月26日から本日までの報告でございます。

12月1日、岡山県真庭市より、部活動の地域移行についての視察を受け入れております。

教育長と学校教育課参事の方で対応しております。

続きまして学校教育課です。

11月30日に、就学支援委員会を開きました。

内容につきましては、この後、上程されております、報告1 教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学についての中で報告し、委員の皆様にご審議いただければと思っております。

12月2日、地域部活動推進検討委員会を開催しておりまして、検討委員会の中で、令和5年4月から開始する地域スポーツ活動の方針を定めた長与町運動部活動地域移行推進計画案をお示しさせていただきました。

この推進計画につきましても、今回の定例教育委員会の中で、議案として上程をさせていただいております。

また同日、学校部活動の顧問、外部指導者、地域へ移行した活動の指導者等を対象にした、1回目となる長与町地域スポーツ活動指導者説明会も行ったところでございます。

同じく2日、時津警察署と長与町による学校警察連絡協議会を開催しております。

冬休みの過ごし方など、情報交換を行っております。

それから12月8日、9日、小学校全学年と中学校1・2年生を対象に、標準学力調査を行っております。

この調査結果の分析を通して、児童生徒の基礎学力の向上に努めてまいります。

12月15日、学校給食運営委員会を開き、令和5年度からの学校給食費の公会計化に伴い、給食物資の納入、それから、そちらへ支払いに係る変更点、給食費納入についての対応や、令和5年度の給食費などについて協議がされております。

続きまして生涯学習課です。

12月4日に、長与町子ども会育成会連絡協議会、それから長与町教育委員会の主催で、子ども体験フェス「ニュースポーツに挑戦しよう」が、町民体育館で開催されております。

児童43名が参加し、ユニカール、ボッチャ、モルック、ラダーゲッターの4競技に挑戦し、ニュースポーツのすばらしさやおもしろさを体験いたしました。

最後に、12月11日、長与町文化協会創立45周年記念、それから教育委員会の自主事業として、月亭方正独演会を開催いたしました。

落語家月亭方正の巧みで面白い話は、会場を和ませておりました。

以上が教育行政でございます。

これまででご質問等ございませんでしょうか。

ないようであれば、次に、学校事故の報告でございます。

学校事故の報告でございますが、給食にプラスチック片混入の報告がございます。

異物混入事故の発生日時と発生場所ですが、12月12日に、高田中学校2年生の教室、16日に長与南小学校1年生の教室及び職員室でございます。

どちらも、給食共同調理場で作られた給食となります。

その事故の内容でございますが、まず、12日に発生をしました高田中学校の件でございますが、生徒が給食中、食器の中にある異物に気づき、担任

へ報告をしております。

生徒の口には入っていないとの報告でございました。

翌13日に、洗米及び炊飯の一連の中で、異物混入の有無について、注視していくなどの対策について、校長にも説明をしております。

次に16日の長与南小学校の件でございます。

給食中に口の中に異物があることに気づき、吐き出したということです。

その旨、担任の先生から保護者へは連絡をしております。

16日は金曜日だったせいもあり、19日、月曜日にですね、炊飯システムの業者にも見てもらい、炊飯システムの中のサイロのベルトの芯部の老朽化による可能性が高いとのことでした。

原因がはっきりするまで、手で量ること等を行って対応を行い、また異物混入に細心の注意を払うこと等対策を行っていくことといたしました。

その旨、当該保護者にも、担任を通じ、その説明をいたしております。

その後、22日に、炊飯システムのサイロ内を確認したところ、プラスチック片が見つかったため、サイロのベルトの芯部と確認をされました。

業者の方に、そのベルトの交換依頼もしております。

教育委員会としましても、その他の調理機器についても早急に、経過年数、それから耐用年数等洗い出しを行いまして、不具合の箇所の修理・交換、また機器の更新も図りながら、今後の事故防止にも努めてまいりたいと思っております。

以上が、学校事故の報告になります。

この件につきましてご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に、委任事項でございますが、こちらにつきましては報告はございません。

報告は以上となります。

それでは、次第5の議事に移りたいと思います。

議事の進行を金崎教育長にお願いいたします。

○金崎教育長

それでは、議案第35号 長与町物価高騰対策教育費臨時特別給付金支給実施要綱についての提案理由の説明を求めます。

山本教育次長。

○山本教育次長

それでは、議案第35号 長与町物価高騰対策教育費臨時特別給付金支給実施要綱について提案理由を申し上げます。

資料の方2ページから5ページになります。

児童生徒がいる就学困難世帯に対し、長与町物価高騰対策教育費臨時特別給付金を支給することについて、必要な事項を定めるものがございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○金崎教育長

森本課長。

○森本課長

議案第35号 物価高騰対策教育費臨時特別給付金支給実施要綱について、提案理由を申し上げます。

就学援助世帯に学用品費等の支給額を上乗せすることで、就学援助の充実を図り、物価上昇に対する支援をするものです。

第1条では、本要綱の目的について。第2条では、支給対象について、第3条では、支給額等について規定しております。

第4条の給付金の通知、第5条の給付金の辞退、第6条の支給の方法で、辞退の意思表示をしない場合は、給付金の支給を希望する意思表示があったとみなし、申請書は取らず、就学援助の支給口座に、自動的に振り込む旨を規定しております。

第7条から第9条では、その他、事務手続についての規定をしております。なお、附則につきましては、施行期日を公布の日からとしております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した臨時の特別給付金であるため、本要綱は、令和5年3月31日限り、効力を失います。

令和4年度限りの給付であり、5年度以降の支援は未定です。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○金崎教育長

ただいま説明がございました議案第35号につきまして質疑ございませんでしょうか。

はい、廣田委員。

○廣田委員

失礼します。

就学困難な世帯に上乗せしていただくということは、各家庭とても助かることありがたいと思います。

この3条の2番に、給付金の支給は1回限りとするということ、1回というのはどういう意味か教えていただきたい。

○金崎教育長

はい、森本課長。

○森本課長

臨時の特別給付金になりますので、4年度1回限りの1回です。

4年度に5,000円を1回です。

○金崎教育長

よろしいですか。

他にございませんか。

はい、仁田委員。

○仁田委員

失礼します。

年に1度限りの給付ということは分かったんですけども、実際に給付を希望する世帯はどのくらいの数いらっしゃるのでしょうか。

○金崎教育長

はい、森本課長。

○森本課長

小学校で300人、中学校で175人の予算計上をしております。

○仁田委員

はい、ありがとうございます。

○金崎教育長

他にございませんか。

それでは承認ということでよろしいでしょうか。

はい、では承認と認めます。

では、続きまして、議案第36号 長与町運動部活動地域移行推進計画についての提案理由の説明を求めます。

山本教育次長。

○山本教育次長

それでは議案第36号 長与町運動部活動地域移行推進計画について、提案理由を申し上げます。

資料の6ページから10ページになります。

令和5年度から、令和7年度末を目途とする、改革推進期間中に、休日の部活動が円滑に地域移行できるよう、体制の整備や、関係団体の取組などについて、令和5年度からの長与町立中学校の運動部活動の地域移行に伴う方針を定めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課参事より説明をさせます。

○金崎教育長

津々木参事。

○津々木参事

はい。

それでは、長与町運動部活動地域移行推進計画につきましてご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

長与町におきましては、令和3年度・令和4年度と、長与町地域部活動推進検討委員会というものを開催してまいりました。

令和3年度につきましては2回、令和4年度につきましては4回開催しまして計6回検討委員会を開催して、生徒のスポーツの機会を確保していくために検討委員会の中で議論をして、今般、この推進計画を取りまとめたものでございます。

1ポツですけれども、生涯スポーツ社会の実現に向けた地域スポーツ活動への進化ということで、全国的に少子化に伴う今般の部活動改革を通じて、学校を含めた地域の中で、中学生世代の運動スポーツ活動を進化させるということで、記載をさせていただいております。

学校と地域とが、しっかり協力連携をしまして、休日の部活動を学校から地域へ移行してまいります。

地域スポーツ活動は、生徒の豊かなスポーツ活動を実現し、大会に参加することのみに重点を置くことなく、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりを目指してまいります。

この推進計画の期間ですけれども、令和5年度、来年度の4月からスタートして、令和7年度までの3年間を改革推進期間というふうに位置づけをしまして、長与町における総合型地域スポーツクラブの充実を図るとともに、将来的には、中学生世代にとらわれない持続可能な地域のスポーツ活動が実施できる環境の整備を目指すというところが大きな推進計画の目標というところでございます。

2ポツでございますけれども、運動部活動の地域移行につきましては、国の方でも、かなり検討が進められておりまして、11月には、ガイドラインの案というものが示されております。

その中では、国が示す方向性の大枠を示しているんですけれども、各地域ですね、長与町では長与町の実情に合わせて、創意工夫を凝らしまして、生徒や保護者等の理解を得ながら、段階的な地域移行を進めるというところで、示されております。

今般、令和5年度から始まるものにつきましては、休日の部活動ですけれども、可能な種目から、平日の運動部活動も、移行準備を開始するというところも推進計画に掲載をさせていただいております。

3ポツの推進体制に参ります。

推進体制につきましては、(1)で、長与町教育委員会の内容になっております。

今、部活動につきましては学校教育課の方で推進をしておりますけれども、令和5年度につきましても、引き続き、学校教育課が主管となって学校としっかり連携を図りながら、教育委員会の中の教育総務課及び生涯学習課の協力を得ながら、円滑な地域移行を推進してまいりたいというふうに考えております。

その後、令和6年度以降ですね、再来年度につきましては、生涯スポーツの社会の実現というところにつながっていくことだと思いますので、生涯学習課が主管となって、総合型地域スポーツクラブと連携し、学校教育課及び教育総務課の協力を得ながら、地域スポーツ活動の充実を図るところで位置づけをさせていただいております。

8ページに移りまして、長与町立中学校につきましては、3つの中学校がございますので、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績というのは学校が有しておりますので、様々な長崎県長与町の関係部署や地域におけるスポーツ団体等と協力・協働して、生徒の情報共有など、地域スポーツ環境の整備に一体となって取り組むということを書かせていただいております。

(3)につきまして、特定非営利活動法人総合型SC長与スポーツクラブと書かせていただいておりますけれども、今般、令和3年度・令和4年度と、長崎県の方から研究事業を受託しまして実施してまいりましたけれども、長与町教育委員会と一緒に受皿の準備を進めてきていただきました。

引き続き、令和5年度以降も、この推進計画の実施に参画していただくということで記載をさせていただいております。

また、長与スポーツクラブさんだけではなくて、(4)で記載があります関係団体ですけれども、長与町スポーツ協会、また長与町スポーツ推進委員等長与町のスポーツを支えてくださっている団体、あるいは方々がいらっしゃいますので、その方々からもしっかり取組の助言支援を行っていただきながら推進してまいりたいと考えております。

4ポツの参加対象者につきましては、全ての生徒というふうに記載をしております。

5ポツの地域スポーツ活動の受皿につきましては、先ほど申し上げた、長与スポーツクラブというところを想定しております。

その後、この改革推進期間、令和5年度から令和7年度の改革推進期間終了後は、受皿となる長与スポーツクラブが、自立して運営ができるようなところを目指すということに記載させていただいております。

6ポツのスポーツ種目ですけれども、現在、各中学校で行われているスポーツ種目、12種目というものは、これまでどおり生徒達が参加できるように、定期的に実施するということに加えまして、生徒のニーズ調査等を行いまして、楽しむスポーツとか、海洋スポーツ、あるいは新しいユニバーサルスポーツ等、多様なスポーツイベントの機会を提供していきたいと考えております。

おめくりいただきまして、9ページです。

7ポツの活動場所ですけれども、活動場所はこれまでどおり町立の小中学校の学校体育施設というところをメインで考えておりますけれども、町内の町立のスポーツ施設等も、適宜、活用させていただきたいと考えております。

8ポツの指導者につきましては、これまで生徒の安全管理等を確保するために、1種目当たり原則複数名、2名以上を配置して、生徒との十分なコミュニケーションを図っていただきながら、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入を行うと書かせていただいております。

体制としましてはメインコーチとなるリーダー1名と、連絡担当となるサブリーダーの方々を配置していただきますけれども、加えて、大学生のボランティアの方々も参画していただきながら、指導者が安心して活動できるような体制を整備してまいります。

また、「地域スポーツ活動」は、という下段のところですが、教職員にとって専門的な知見や経験を生かす場であるとともに、生徒が集団の中で仲間と切磋琢磨する様子や、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍する様子を観察することができるなど、これまでの学校部活動の教育的意義を含む活動の場と教育委員会としては考えております。

長与町立小・中学校に勤務する方々で、地域スポーツ活動の指導等に携わりたい教職員の方々は、所定の兼職兼業の申請を行うことで、許可を得て、この地域スポーツ活動というものに引き続き参画していただくような体制というの、もう既に作っておりますので、そこも積極的に参加していただける先生方には、参画していただきたいと考えております。

9ポツでございます。

活動時間及び適切な休養日等の設定、1日の活動時間ですけれども、平日は2時間程度、休日は3時間程度とさせていただきます。

こちらは、ガイドラインと同じです。

週当たりの休養日ですけれども、(2)ですね、学期中は週当たり2日以上休養日を設けます。

土日に活動する種目に関しましては、平日は少なくとも2日以上を休養日

とします。

週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替えるということで、しっかり1週間の間に2日は休養日を確保するようというところで設定をさせていただいております。

また、祝日の取扱いですけれども、祝日は、原則として休養日としております。

ただし、中総体が5月末からありますけれども、その中総体前の大型連休については、ガイドラインを遵守しつつですね、地域や学校の実態を踏まえて活動計画を工夫することとしております。

(4)の共通の休養日につきましては、第3日曜日は家庭の日ということで、休養日としております。

また(5)につきましてオフシーズンの設定ということで、各種目において祝日及び共通の休日、休養日を除く連続する5日間の休養日を少なくとも年に1回は設定する実施計画を策定していただくように計画をしております。

10ポツの大会参加等については、主催者の要項に沿って、それぞれ参加をしていくということを記載しております。

11ポツの地域スポーツ活動に係る経費でございますけれども、この参加にかかる費用というのは参加者から会費を徴収するというところで実施しており、計画をしております。

余りにも高額にならないように、令和3年度・令和4年度の研究実践を踏まえまして、受皿とともに設定をさせていただきたいと考えております。

その他、最後ですけれども、国及び県の方針やガイドライン、予算等も鑑み適宜見直しを図り改定をしております。

また、今般、運動部活動につきまして推進計画を作成しましたがけれども、文化部活動の地域移行に関する推進計画につきましては、今後立ち上げる検討委員会での検討等を踏まえて作成するというところで、記載をさせていただいております。

以上で、ご説明を終了します。

よろしくお願ひ申し上げます。

○金崎教育長

ただいま、説明がございました議案第36号につきまして質疑はございませんでしょうか。

はい、廣田委員。

○廣田委員

ご説明ありがとうございました。

とても大変なことに着手されて、ここまでまとめ上げられるのは大変なこ

とだったと思います。

本当に、感謝いたしております。

私が1番疑問に思いますのは、長与町はこういうふうにしてきちんとした計画のもと進もうとしているんですが、他町は、こういう計画がなく、中総体とかそれからそれ以外のスポーツ大会等に、やはり結果主義で向かっていくことが多いと思うのですが、その辺りの、長与町の考え方としてはどういうふうを考えていらっしゃるのかなと思います。

○金崎教育長

はい。津々木参事。

○津々木参事

ご質問ありがとうございます。

1ポツの7ページをご覧くださいと思います。

まさに廣田委員からご指摘いただいたようなことが検討委員会の中でも、議論がございまして、勝利至上主義ではないというのが、長与町のスタンスでございます。

ただ、スポーツは、やはり勝負がどうしてもつくものですし、大会に出場しないということはないので、大会に出場するときには、必ず勝ちたいという思いは出てくるかと思っておりますので、その記載ぶりをどういうふうに書こうかというところで、勝利至上主義ではないというのを言葉に落とし込んだものが、1ポツの4行目になりますけれども、「大会に参加することのみに重点を置くことはなく」というところが、そこだけに、重点を置くのではなくて、我々やっぱり生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりというのを目指しますし、生徒が豊かに楽しくですね、親しむ場をつくっていきたいということ、少ないんですけれども、そういう趣旨で記載をさせていただいております。

以上です。

○金崎教育長

はい、廣田委員。

○廣田委員

理念としては十分理解しておりますが、やはりこう、地域の方、それからそれに関係していらっしゃる方、これまでの経験をもとにしますと、やはり強かったね、弱かったね、何でもっと勝てるようにせんとかねとか、そういうふうな意見を嫌というほどたくさんいただいたりするのは現場なんですね。

だからその辺りの、本当に皆さんがこの理念で、勝利主義じゃないというのをきちんと分かってくだされば幸せなことだなあと思います。

そこにとっても難しいものが発生するのではないかなと思いますので、どう

ぞ頑張ってください。

○金崎教育長

他にございませんでしょうか。

はい。仁田委員。

○仁田委員

失礼します。

ご説明ありがとうございました。

とても分かりやすく、納得できるものだったと思います。

ありがとうございます。

確認なんですけれども、令和3年度・4年度の研究実績というものに対しては、生徒たちの反応といたしますか、実績といたしますか、全ての協議において、移行の途中だと思えるんですけれども、成果がどのような形で出ているのかなど、子供たちの生徒たちの気持ちみたいなものも含めて教えていただきたいと思えます。

○金崎教育長

津々木参事。

○津々木参事

ご質問ありがとうございます。

今年度から、特に動き出した種目としてはバスケットボールとバレーボールがありますので、その2種目に絞ってご説明させていただきますと、非常に子ども達が楽しそうに参加しているなというところが実感です。

特にバスケットボールの女子と男子がありますけれども、女子に関しましては、中学校によっては指導者がいなかった中学校があったので、そういう意味で、専門的な指導者に教えてもらえるという場が、その一つの中学校ではなくて、長与町全体で教えてもらえるということがあって、かなり子ども達が集中してですね、Tシャツも同じものを着て、はっきりと区別がつかないような形で、かなり集中して参加してるなというところがありますし、参加率も極めて高くですね、毎回やはり40人は満たさないですけれども35、6人は、毎回参加をしているような状況です。

また、男子バスケットボールにつきましては、1つの中学校では、初心者の子が参加してるんですけれども、その子達もかなり楽しそうに参加をしていて、最近大学生のボランティアも来てくれているということもあって、初心者だと、別で少し分かれて練習をしていたりもしたんですけれども、そのボランティアの方が来てくれることで、一緒に活動できるような場も出来て、非常に楽しそうに参加をしているということと、勝利至上主義を目指さないんですけれども、結構男子は結果も出してるというようなところもあって、

かなり楽しく参加してるんじゃないかなという様子が見受けられます。

続きまして、バレーボールの方ですけれども、バレーボールの男子につきましても、もともと長与中学校にだけ、バレーボール部男子というのがあったんですけれども、10月頃にご連絡いただいて、第二中学校の生徒さんが1人見学にいらっしゃって、11月からはもうその地域部活動に参加するということできてますので、どちらにとっても新しい友達ができたりとかですね、バレーボールができなかったのにできる環境というのができて、非常に楽しそうに参加をしているというようなことが見えます。

バレーボールの女子に関しましては、最近始まったばかりということで、これからですけれども、今から始まるかなというところがございます。

総じて、余り変わらずにといいましょうか、むしろ新しい友達ができたりとか、バスケットボールの指導者の方から等は休日に、子ども達同士で他の中学校の子と遊びに行ったりということで、部活動だけではないところでも、そういった交流が生まれているのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○仁田委員

はい。ありがとうございます。

子ども達の、学校を離れての交流というのが出来てるというのがとても何かほほ笑ましく、これから頼もしいなというふうに感じました。

これからはどうぞよろしくお願いします。

頑張ってください。

ありがとうございます。

○金崎教育長

他にございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、承認ということでよろしいでしょうか。

それでは承認と認めます。

では続きまして議案第37号 長与町地域スポーツ活動実施要項についての提案理由の説明を求めます。

山本教育次長。

○山本教育次長

議案第37号 長与町地域スポーツ活動実施要項について提案理由を申し上げます。

資料の11ページから14ページになります。

長与町運動部活動地域移行推進計画に基づきまして実施する令和5年度の長与町地域スポーツ活動について、必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課の参事より説明をさせます。

○金崎教育長

津々木参事。

○津々木参事

それでは、長与町地域スポーツ活動実施要項につきましてご説明申し上げます。

先ほどご承認いただきました長与町運動部活動地域移行推進計画に沿って実施する実施要項を定めたものでございます。

項目としましては、背景と目的、種目等、実施日程、実施場所、参加対象者、実施主体、指導者、会費の設定、保険の加入、大会の参加について、その他の11項目で整理しております。

概ね、推進計画で示した内容と重複する内容ですので、詳細につきましては、割愛させていただきたいと思っております。

1点、実施主体、12ページの6ポツですけれども、実施主体につきましては、これまで、研究と一緒にさせていただきました特定非営利活動法人総合型SC長与スポーツクラブ、その他、長与町立中学校長が認める団体、他にも出てくる可能性もあるかなというところで、認める団体ということで実施要項では記載をさせていただいております。

以上でございます。

○金崎教育長

それでは、今、説明がありました議案第37号につきましての質疑はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

では承認ということでよろしいですか。

はい。承認と認めます。

続きまして、議案第38号 長与町地域部活動推進検討委員会要綱の一部を改正する要綱についての提案理由の説明を求めます。

山本教育次長。

○山本教育次長

議案第38号 長与町地域部活動推進検討委員会要綱の一部を改正する要綱について、提案理由を申し上げます。

資料の方15ページから17ページとなっております。

こちら第10回の定例教育委員会におきまして、ご承認をいただいております長与町地域文化部活動推進検討委員会要綱との明確化を図るために、長与町地域部活動推進検討委員会を長与町地域運動部活動推進検討委員会に改め、所要の改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○金崎教育長

それでは議案第38号につきまして、質疑はございませんか。

それでは承認ということでよろしいでしょうか。

はい。承認と認めます。

議案第39号 令和4年度会計年度任用職員の継続雇用についての提案理由の説明を求めます。

山本教育次長。

○山本教育次長

議案第39号 令和4年度会計年度任用職員の継続雇用について、提案理由を申し上げます。

18ページから19ページになります。

会計年度任用職員の特別支援教育支援員22名と、教育相談員8名を、3学期も継続して雇用することに際し、承認をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○金崎教育長

議案第39号につきまして、質疑はございませんでしょうか。

では、承認ということでよろしいでしょうか。

はい、承認と認めます。

では続きまして、議案第40号 長与町教育委員会が所管する補助金等の交付に関する要綱の一部を改正する要綱についての提案理由の説明を求めます。

山本教育次長。

○山本教育次長

それでは議案第40号 長与町教育委員会が所管する補助金等の交付に関する要綱の一部を改正する要綱について提案理由を申し上げます。

20ページから26ページの方になります。

こちらは、青少年研修補助金につきまして、運用上の交付手続と、当該要綱の規定との整合性を図るため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○金崎教育長

北野課長。

○北野課長

それでは議案第40号につきまして説明をいたします。

24ページから26ページの新旧対照表により説明をいたします。

提案理由にもありましたように、青少年研修補助金の補助率について表記

に誤りがありましたので、その部分を改正したことと、その他実際の運用にあわせて整合を図っております。

まず24ページをお願いします。

ページの右側、改正後案の左から3列目、添付書類につきましては、実際の運用に合わせて、軽微な改正を行っております。

次に、添付書類から3つ左の対象経費と、その左対象団体事業につきましても、下線のとおり軽微な改正を行っております。

次に、大きな改正部分ですが、25ページをお願いします。

左側、現行の下線部分の真ん中あたりです。

国、県並びに町及び関係機関の助成がある場合は、その助成額を差し引いた額の100分の50に相当する経費、とあるものを削除しております。

ここは対象経費の説明でございますが、この現行の規定ですと、他の関係機関の助成がある場合は、自己負担分から助成額を差し引いて、その額の100分の50が対象経費になるということになっておりますが、実際は、助成額を差し引いた額自体が、対象経費となりますので、実際の運用とは異なっているということで、所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○金崎教育長

それでは議案第40号につきまして質疑はございませんでしょうか。

承認ということによろしいでしょうか。

では、承認と認めます。

続きまして、議案第41号 長与町青少年研修補助金交付要綱についての提案理由の説明を求めます。

山本教育次長。

○山本教育次長。

議案第41号 長与町青少年研修補助金交付要綱について提案理由を申し上げます。

資料の方は27ページから33ページとなります。

こちらは、長与町教育委員会が所管する補助金等の交付に関する要綱の一部改正に合わせ、現行の青少年研修補助金に係る対象者、対象経費、補助額、その他、同補助金の交付手続に関し必要な事項を定めるため、新たに要綱を制定するものでございます。

こちらにつきましても詳細は担当課長より説明をさせます。

○金崎教育長

北野課長。

○北野課長

それでは議案第41号の説明をいたします。

28、29ページをお願いします。

提案理由にもありましたように、先ほどの一部改正に合わせて、青少年研修補助金に係る対象者や対象経費、また交付の手續等、個別の要綱として制定するものでございます。

簡単に説明をいたしますが、第1条で趣旨を、第2条で補助の目的を、第3条で補助対象者を規定しております。

第4条で、補助対象経費と補助金の額を規定しております。

この中で、先ほどの議案第40号で説明をいたしました補助対象経費の誤りにつきまして、実際の運用にあわせて整合を図っております。

第5条以下は、補助金の申請手續に関するもので、30ページから33ページにかけて、各様式を載せております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○金崎教育長

議案第41号につきまして質疑はございませんでしょうか。

では、承認ということよろしいでしょうか。

はい。それでは承認と認めます。

議案第42号 21世紀ふれあい基金管理規則を廃止する規則についての提案理由の説明を求めます。

山本教育次長。

○山本教育次長

議案第42号 21世紀ふれあい基金管理規則を廃止する規則について、提案理由を申し上げます。

資料の方34ページから35ページとなります。

こちらは、21世紀ふれあい基金から充当される補助金交付手續について、議案第41号で承認されました、長与町青少年研修補助金交付要綱の制定に伴い、21世紀ふれあい基金管理規則の補助金交付に関する規定が不要となるため、規則の廃止をするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○金崎教育長

議案第42号につきまして、質疑はございませんか。

承認ということよろしいでしょうか。

はい。それでは承認と認めます。

続きまして報告1 教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学についての報告をお願いいたします。

山本教育次長。

○山本教育次長

報告1、教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学についてでございますが、この件につきましては、個人情報保護の観点から非公開でお願いしたいと思っております。

○金崎教育長

それでは、お諮りいたします。

報告1 教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学については、個人情報保護の観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項のただし書の規定によりまして、非公開とすることによろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○金崎教育長

異議なしということでございますので、報告1 教育上特別な配慮を要する児童生徒の就学については、秘密会にすることに決定をいたしました。

以下、秘密会のため、報告1の審議にかかる議事録は公開いたしません。

○金崎教育長

それでは、お諮りいたします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより秘密会を解除します。

これで全ての議事が終わりましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○山本教育次長

はい、ありがとうございました。

それでは、次の次第6のその他に移りたいと思っております。

今回、その他につきましては特段ございませんが、委員さんの方から何かございましたらお願いいたします。

ないようであれば、これをもちまして、本日の定例教育委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。